

仕 様 書

第1 委託件名

島しょ地域キャッシュレス化推進事業（実証実験）

第2 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

第4 目的

島しょ地域は都内と比べてキャッシュレス化の取組が遅れているため、観光客の不満や現地での消費意欲の抑制につながっている側面がある。

一方、平成29年度から実施しているプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」の取組は、島しょ地域の観光関連事業者の電子決済機器の利用に対する理解への第一歩となっており、キャッシュレス化に向けた取組を進める環境が整いつつある。

そこで、観光客の利便性を向上させるキャッシュレス化の仕組みの構築に向けて、実証実験を行う。

第5 定義

本仕様書で使用する「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島の11島をいう。

「協力店舗」とは実証実験に協力いただける島内の店舗のことをいう。

第6 委託内容

島しょ地域におけるキャッシュレス化実証実験の実施手法を設計の上、複数の決済手段を用意して協力店舗を確保するとともに、旅行者の利用を促し、有効な決済手段を検証すること。

また、キャッシュレスとあわせた旅行者誘客策を企画・実施し、その効果を分析することで、今後の施策のあり方や方向性について提案すること。

（1）事業全体のコーディネート

ア 現地に赴くなど島の状況を調査し、店舗にとって導入しやすく継続しやすいもの、旅行者にとって利用しやすいもの等、決済事業者等と連携して複数のキャッシュレスの手法を企画・提案すること。

イ 協力店舗にもメリットがある仕組みを企画すること。

ウ 経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業」の活用を前提とすること（令和元年10月1日から令和2年6月の間、消費者への還元、決済端末等の導入補助、決

済手数料の補助等)。また、令和2年6月以降における決済手数料等について協力店舗等に説明を行うこと。そのほか、国や経済界のキャッシュレスに関する動向等を調査及び情報を収集し、本事業に反映すること。

エ 旅行者向けのクーポン発行や島しょ地域のPRなど、キャッシュレスとあわせた旅行者誘客策を複数企画・実施すること。なお、誘客策は、協力店舗の導入状況を鑑みて、効果的な方法を提案すること。

オ 本実証実験の実施を島内や旅行者に十分周知するために、効果的なPR方法を企画・実施すること。

カ 島しょ地域の他島より要望等があった場合は、決済事業者を紹介する等、島しょ地域のキャッシュレス化推進に向けたサポートを行うこと。

キ 事業の実施にあたっては、常時速やかに連絡・調整が可能な事務局機能及び専任担当者、キャッシュレス動向に知見のある専門家等を含めた実施体制を整備し、本事業全体の統括を行うこと。実施体制、スケジュール、実施業務の詳細等を記載した事業実施計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。

(2) 実証実験の企画・実施

以下の点を踏まえて実証実験の内容等を企画・実施すること。実施期間、協力店舗数、実施内容等の詳細はTCVBと協議の上、決定すること。

- ① 実施期間：令和元年秋から1年間
- ② 実施地域：八丈町
- ③ 協力店舗数：概ね100店舗以上とすること。
- ④ 実施内容：主にクレジットカード、QRコード決済の中から複数のキャッシュレス決済方法を導入し、導入効果・有効性を検証する。併せて、旅行者誘客策を複数実施し、効果を検証する。
- ⑤ PR活動：島内外に向けて、事業周知のための効果的なPRを実施する。

(3) キャッシュレス化推進協議会（仮称）の運営

ア 実施地域において、キャッシュレス化の推進に向けて島内の各関係者が連携して取組を進められるよう、TCVB・町・観光協会・商工会等で構成する「キャッシュレス化推進協議会（仮称）」を結成し、その運営を行うこと。

イ 協議会は四半期に一度は実施することとし、実証実験の内容調整や実施状況の報告、今後のキャッシュレス化推進策等について意見交換を行うこと。

ウ 受託者は、協議会の実施時期、実施内容の企画、実施場所の確保、各構成員との日程調整、現地での移動手段的確保、会議で使用する資料の作成、会議の進行等を行うこと。

なお、会議資料については事前にTCVBに内容を確認し、了承を得ること。

エ 会議における議論内容について議事録を作成し、5日（閉庁日除く）以内に提出し、TCVBの承認を得ること。

オ 実証実験終了後は協議会において実施結果報告会を実施すること。報告会で使用する資料は、事前にTCVBの確認を受けること。

(4) 協力店舗の募集・対応

協力店舗数の確保に向けて、効果的な募集方法及びサポート体制を企画・実施すること。

ア 募集に関する業務

- ① 協力店舗は、観光客が利用する店舗（宿泊・飲食・小売・サービス業等）を対象とする。
- ② 複数回にわたり事業説明会を実施し、協力店舗募集のみならず島内における事業への理解を深めること。また、事業説明会の内容は下記を含むこととする。
 - (ア) キャッシュレス動向に関するセミナー
 - (イ) キャッシュレス・消費者還元事業について
 - (ウ) 各決済方法の比較・概要等説明／使用機器のデモンストレーション 等
- ③ 実証実験開始後も協力店舗の募集を続け、店舗数の増加に努めること。
- ④ 協力店舗申込状況等について、随時 TCVB と共有すること。

イ サポート体制

- ① 協力店舗向けにサポート体制を構築し、実証期間中及びその前後も下記のサポートを行うこと。
- ② 協力店舗と決済事業者との契約手続きにおけるサポートを行うこと。
- ③ 各決済方法のマニュアル等を作成し、協力店舗に説明・配布すること。
- ④ 協力店舗であることを周知するためのステッカー等の PR ツールを作成し、配布すること。
- ⑤ 決済端末の利用方法等、協力店舗からの各種問い合わせに対応する専用の事務局を設置すること。
- ⑥ 苦情については特に慎重に対応することとし、苦情の処理にあたっては、その対応方法等について、TCVB に速やかに報告すること。
- ⑦ 問い合わせ内容等について一覧にまとめ、随時 TCVB と共有すること。

ウ その他

その他必要な業務については TCVB と別途協議の上、実施すること。

(5) 実証実験終了後の対応

ア 協力店舗の継続利用の意向を確認し、意向がある場合は手続き等の対応を実施すること。

イ 継続意向のない協力店舗においては、実証実験で使用した機器類や PR ツール等を回収すること。

(6) ヒアリング・分析

ア 四半期に1回程度、協力店舗及び旅行者に意見・状況等をヒアリング・分析し、課題や成果を検証すること。また、島に赴くなどして現状を把握し、キャッシュレス決済の利用状況等を分析・報告すること。

イ 実証実験期間中に退会する協力店舗や、実証実験終了後に継続利用しない協力店舗について、その離脱率、要因をヒアリング・分析すること。

- ウ 上記ア・イにおけるヒアリングの内容は事前に TCVB と協議の上、決定すること。
- エ 実証実験の結果をとりまとめ、島しょ地域が継続して取り組める効果的なキャッシュレスの手法や課題、対応策等について整理すること。

第7 実施報告結果

受託者は、全ての工程終了後に、全体（「第6 委託業務内容」の内容）をまとめ、以下1、2を作成して提出すること。内容や体裁については、TCVB と協議の上、決定すること。

1 報告書 5部

原則として、Microsoft Office（A4版、横書きカラー）で作成すること。

内容や体裁等については、TCVB と協議の上、決定すること。

2 報告書類の電子データ一式（CD-R、DVD-R等） 2部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または

「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

原稿及びイラストデータについてはPDFデータ及び編集可能なデータ形式(拡張子 eps、ai 等) とすること。データについては、全ファイルウイルスチェックの上、CD-R、DVD-R等に保存すること。

また、上記には本事業受託にて得た全ての写真・映像等を含むものとする。ただし、肖像権・著作権、その他の権利を侵害するものは除く。

第8 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第9 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物及び委託業務にて取得したコンテンツ（成果物に含まれない写真・映像等も含む）に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属するものとする。つまり翻案権および二次的著作物の権利についても TCVB のものとなるよう手配すること。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

- (5) 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、第8により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏えいすることのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 万が一、事故が発生した場合は、直ちにTCVBに連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。

第11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第13 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届によるTCVB担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて年度毎に支払うものとする。

- (1) 令和2年3月31日時点において、中間報告書、委託（一部）完了届による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて一部委託料を支払うものとする。
- (2) 委託業務終了時点において、上記7の納品物及び委託完了届に TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて残りの委託料を支払うものとする。

第14 損害賠償責任

受託者が、故意または過失により、TCVB 又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を受託者が負うこととする。また、TCVB が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、TCVB は求償権を行使できる。

第15 その他

- (1) 受託者は、詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業実施計画書を作成し、業務の詳細について TCVB の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- (3) 進捗に関する定例報告会を月に1回程度実施し、1週間以内に議事録を提出すること。
- (4) 事業説明会の実施や事業内容等に関する意向を反映させるなど、自治体、観光協会及び商工会と円滑な協力体制の構築に努めること。
- (5) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに TCVB に報告すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、TCVB が内容変更の必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- (7) 委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、その都度、TCVB 及び受託者の双方協議により定めるものとする。
- (8) 本契約の履行に関する情報及び資料等について、TCVB が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。
- (9) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (10) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (11) 本委託業務に係る契約については、令和2年2月末までの履行状況を基に業務評価委員会を開催する。受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、契約継続とし、履行状況が不適と TCVB が判断する場合、契約解除できるものとする。業務評価委員会の詳細については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課 電 話： 03-5579-2682 F A X： 03-5579-8785
